

<参考 農薬取締法その他関係法令について(令和8年6月1日現在の規定)>

第1 農薬の範囲

農薬とは、農作物(樹木・農林産物を含む)を害する病虫害の防除に用いる殺菌剤・殺虫剤・殺鼠剤・除草剤・その他の薬剤(防除のために利用される天敵は農薬です。)などの薬剤です。(農薬取締法第二条)

なお、農薬はラベルや包装に農林水産省の登録番号が必ず表示されています。(農薬取締法第十六条)

農作物等に使用する家庭園芸用のスプレーなども農薬です。

ハエ、カ、ゴキブリ等の衛生害虫用やアリ、ハチ、ムカデ等の不快害虫用の薬剤は農薬ではありません。

第2 農薬販売を行う際の遵守事項

1 販売の届出

- (1) 個人または法人等が新たに農薬の販売を開始する場合(開設)は、開始の日までに届出が必要です。(農薬取締法第十七条)
- (2) 農薬を販売する店舗(支店等を含む)を増やした場合(増設)は、その店舗の農薬販売開始日から2週間以内に届出が必要です。(農薬取締法第十七条)
- (3) 届出内容に変更があった場合(変更)は、変更が生じた日から2週間以内に届出が必要です。(農薬取締法第十七条)
- (4) 農薬の販売を中止した販売所(廃止)は、その日から2週間以内に届出が必要です。(農薬取締法第十七条)

現在、農薬の販売を中止しているが今後、販売をするかもしれない場合は、廃止届の提出は不要です。

2 農薬の取扱い

- (1) 農林水産省の登録番号がない農薬及び特定農薬(地場で生息する天敵、エチレン、次亜塩素酸水(塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。)、重曹、食酢)以外の農薬、安全性などに問題があり、販売禁止農薬(DDT など)として指定された農薬は販売することはできません。(農薬取締法第十八条) また、使用もできません(農薬取締法第二十四条)
- (2) 容器又は包装に規定による表示(登録番号、農薬の種類、名称、有効成分、内容量、適用病虫害の範囲、使用方法、最終有効年月日等)のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはいけません。(農薬取締法第十八条)
- (3) 農薬の有効成分の含有濃度や効果に関して、虚偽の宣伝を行ったり、登録を受けていない農薬を登録を受けていると誤認させるような宣伝を行ってはいけません。(農薬取締法第二十一条)
- (4) 駐車場・墓地など非農耕地用に限定して販売している除草剤で、農林水産省の登録がないものは「農薬として使用できない」旨を容器、包装に表示。販売者においては公衆の見やすい場所にその旨を表示しなければ販売できません。(農薬取締法第二十二条)
- (5) 最終有効年月を過ぎた農薬の使用は行わないよう努めることとされています。(農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第二条第二項)
- (6) 農林水産大臣の登録を取得していない者による農薬の製造又は加工(小分け含む)は禁止されており、そのような農薬を販売することも禁止されています。(農薬取締法第三条)

3 店舗の状況

- (1) 農薬は安定している場所に陳列してください。
- (2) 毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)を販売する場合、カギをかける設備(棚等)があるところで陳列してください。(毒物及び劇物取締法施行規則第四条の四)
- (3) 農薬は食品や生産資材と区分けして陳列してください。
- (4) 毒劇物と普通物は区分けしてください。(昭和五十二年薬務局長通知)
- (5) 毒物の陳列場所には「医薬用外毒物」、劇物の陳列場所には「医薬用害劇物」の表示をしてください。(毒物及び劇物取締法第十二条第三項)

4 農薬の保管倉庫の状況

- (1) 雨水の浸水及び盗難や紛失の心配のない構造にしてください。(毒物及び劇物取締法第十一条)
- (2) 毒劇物の保管してある倉庫は施錠してください。(毒物及び劇物取締法施行規則第四条の四)
- (3) 農薬は食品や生産資材と区分けして保管してください。
- (4) 毒劇物と普通物は区分けしてください。(昭和五十二年厚生省薬務局長通知)
- (5) 毒物の保管場所には「医薬用外毒物」、劇物の保管場所には「医薬用害劇物」の表示をしてください。(毒物及び劇物取締法第十二条第三項)

5 帳簿

- (1) すべての農薬(毒劇物、普通物、水質汚濁性、特定農薬)について種類別に譲受数量及び譲渡数量が確認できる帳簿を整備してください。(農薬取締法第二十条)
- (2) 水質汚濁性農薬については種類別に譲受数量及び譲渡先別譲渡数量が確認できる帳簿を整備してください。(農薬取締法第二十条)
水質汚濁性農薬は次の農薬が指定されています。

シマジン(CAT): 普通物、除草剤 (農薬取締法施行令第二条)
- (3) (1)の帳簿は普通物の農薬で3年間、毒劇物の農薬で5年間の保管が必要です。
毒劇物については、(1)の帳簿のほか譲渡先の確認書面(住所、氏名、押印又は署名、職業)を整備し、5年間の保管が必要です。(農薬取締法施行規則第十六条第二項、毒物及び劇物取締法第十四条、第十五条)
- (4) 帳簿の目的は数量管理にあります。農薬の保管管理の徹底及び盗難、紛失の防止を心がけてください。
- (5) 毒劇物に該当する農薬を販売する場合は、毒物及び劇物取締法の手続きが別途必要となりますので、販売所の所在地を管轄する保健所にお問い合わせください。(毒物及び劇物取締法第四条第二項)

6 立入検査と報告・命令(農薬取締法第二十九条)

国及び県の農薬取締職員は、農薬販売者に対して販売所その他必要な場所に立入り、その業務内容や帳簿、その他必要なものを検査できるとともに、その業務に関する報告を求めることができます。

この検査は、定期的かつ無通告で行っていますので、御了知いただくと共に御協力をお願いします。